特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和3年7月16日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	軽自動車税に関する事務				
②事務の概要	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行う。 軽自動車、原動機付自動車者等)を購入又は譲り受けるなどした場合や譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の軽自動車に関しては軽自協会へ、二輪の小型自動車に関しては運輸局各運輸支局へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。 なお、身体障害者手帳等の交付を受けた場合などは、減免申請書を受け付け、必要に応じて減免を行う。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①所有者等から提出された申告書を受領する。また、軽自動車協会から軽自動車等の登録情報を受領する。 ②取得した車両情報等を軽自動車税システムに登録する。 ②納税義務者より減免申請、非課税申請を受領し、審査・決定のうえ減免・非課税入力をする。 ④納税通知書を作成し、納税義務者へ税額等を通知する。 ⑤り座振替により納付された納税義務者へ納税証明書を作成し、送付する。				
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表24項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②注会上の規拠	【情報照 ・第1欄(理するた できるこ	会の根拠】 (情報照会者)が「市町村 こ掲げる(情 る項(48の)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民経済部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

Ⅱ しきい値判断項目

適用した理由

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じた	:入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であっ	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[十分であ	ა	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		I .]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であっ	ð]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であっ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ర]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。					
9. 監査						
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を 順守している。					

変更箇所

发史面 加							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明		
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署①	市民部税務課	市民協働部税務課	事後			
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における所 属長②	税務課長 近藤友久	税務課長 久野光孝	事後			
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みよし市市民部税務課	みよし市市民協働部税務課	事後			
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における所 属長②	税務課長 久野光孝	税務課長 岡本 和也	事後			
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における所 属長②	税務課長 岡本 和也	税務課長	事後			
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後			
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携②	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 -第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第2欄に掲げるが地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる情報 提供者)に対し、第4欄に掲げる特定個人情報 の提供を求めることができることとされている項 (27の項) -主務省令(番号法別表第2関係)第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄に掲ける「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる(情報提供者)に対し、第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27の項)・主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事前			
************************************		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる情報提供者)に対し、第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27の項)・主務省令(番号法別表第2関係)第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第3欄に掲げる(情報提供者)に対し、第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27の項)・主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事後			
令和7年7月11日	5. 評価実施機関における担 当部署①	市民協働部税務課	市民経済部税務課	事後			
令和7年7月11日 扱いに関する問合せ		みよし市市民協働部税務課	みよし市市民経済部税務課	事後			
				-			